

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年11月29日（水）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京
2階「華しずか」

※会場が昨年と異なりますので
ご注意ください。

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件



インターネット又は郵送による
議決権行使の期限

株主総会当日にご出席されない場合は、インターネット
又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

2023年11月28日（火曜日）午後6時まで

株式会社アイドマ・ホールディングス

証券コード：7373

株主各位

証券コード：7373
2023年11月9日
(電子提供措置の開始日 2023年11月6日)
東京都豊島区南池袋2丁目25番5号
株式会社アйдマ・ホールディングス
代表取締役社長 三浦 陽平

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aidma-hd.jp/>



上記ウェブサイトアクセスして、「IR」「IRライブラリー」の順に選択してご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



「銘柄名（会社名）」に「アйдマ・ホールディングス」又は「コード」に「7373」を入力・
検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招
集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご来場されない場合は、インターネット等又は書面(郵送)により事前に議決権行使
を行うことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご覧い
ただき、**2023年11月28日（火曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申
し上げます。

[インターネット等による議決権の行使]

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の表示
に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[書面（郵送）による議決権の行使]

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださ
い。

敬具

記

1 日 時	2023年11月29日（水）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京2階「華しずか」 ※ 会場が昨年と異なりますのでご注意ください。
3 目的事項 報告事項	1. 第15期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役8名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	(1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。 (2) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項は記載しておりません。 ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」 ②連結計算書類の「連結注記表」・計算書類の「個別注記表」 したがいまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。 (3) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。またインターネットによる方法で複数回議決権行使された場合には、最後に行われたものを有効なものといたします。 (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。なお、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年11月28日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年11月28日（火曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年11月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

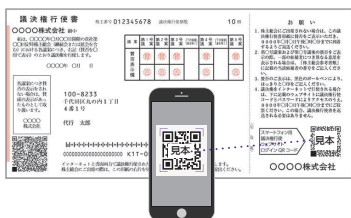
場所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京
2階「華しずか」

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「議決権行使へ」ボタンを押下して「スマート行使」画面が開いた後、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



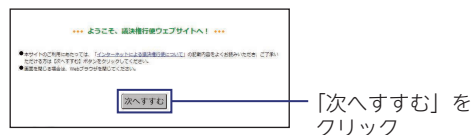
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

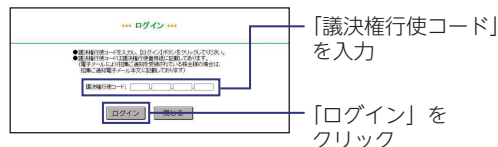
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

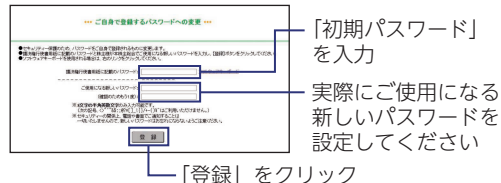
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2023年8月より、業績・業容の拡大に伴うグループ全体の人員増加により、グループ業務運営の効率化・活性化を図るとともに、従業員のモチベーションを高めることで更なる業績拡大を図るため、本社機能を東京都豊島区から東京都品川区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (2) 今後の事業領域の拡大及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレートガバナンス体制の強化や取締役会に求められる多様性の確保を見据え、現行定款第19条に定める取締役の員数の上限を増員し、7名以内から9名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>豊島区</u> に置く。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>品川区</u> に置く。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員いたしたく、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	<small>みうら ようへい</small> 三浦 陽平	代表取締役社長
2	再任	<small>みうら かずひろ</small> 三浦 和広	取締役 営業本部長
3	再任	<small>あべ みつよし</small> 阿部 光良	取締役 経営管理本部長
4	再任	<small>おやまだ あきと</small> 小山田 明人	取締役 クリエイティブ事業部長
5	再任	<small>おおしま ゆうた</small> 大嶋 優太	取締役 システム統括部長
6	再任	<small>こばやし やすひろ</small> 小林 靖弘	社外取締役 独立役員
7	再任	<small>しのざき しょうこ</small> 篠崎 祥子	社外取締役 独立役員
8	新任	シム ウソク	社外取締役 独立役員

候補者番号 1

み うら よう へい
三浦 陽平

生年月日：1983年3月9日生（満40歳）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 (株)トータルサービス 入社
2006年4月 (株)ベンチャー・オンライン 入社
2008年12月 当社設立 代表取締役社長（現任）
2012年2月 (株)アйдマ・インサイト（現SEA Dream Company(株)）設立 代表取締役
2013年7月 (株)物語TV設立 取締役
2017年1月 (株)meet in設立 代表取締役

- 所有する当社の株式数
10,022,400株
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）
- 在任年数
14年11カ月

取締役候補者とした理由

三浦陽平氏は、当社設立時から代表取締役社長として経営の指揮を執り、会社経営に関する豊富な経験や知見を活かした強いリーダーシップを発揮しております。

当社の発展及び適切な意思決定に尽力しており、更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を果たし、企業価値向上の牽引役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

み うら かず ひろ
三浦 和広

生年月日：1985年7月2日生（満38歳）

再任



- 所有する当社の株式数
257,040株
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）
- 在任年数
5年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 5月 当社 入社
2013年 7月 (株)物語TV 代表取締役
2017年 4月 当社 セールス・サポート事業部長
2018年10月 当社 執行役員
2018年11月 当社 取締役（現任）
当社 営業本部長兼セールス・ソリューション事業部長
2019年 3月 (株)meet in 取締役（現任）
2020年11月 当社 営業本部長兼マーケティング事業部長
2021年 9月 (株)Sales Crowd 代表取締役（現任）
2022年 6月 (株)マーケメディア 代表取締役（現任）
2022年 7月 当社 営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

三浦和広氏は、当社の営業部門全体を統括するとともに強化に努め、事業計画の推進に貢献するとともに、企業経営及び営業分野、マーケティング分野において豊富な経験と知識を有しております。当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

あ べ みつ よし
阿部 光良

生年月日：1985年8月21日生（満38歳）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 4月 大和証券SMBC(株) (現 大和証券(株)) 入社
2011年 5月 フロンティア・マネジメント(株) 入社
2013年10月 ユニキャリア(株) (現 三菱ロジスネクスト(株)) 入社
2015年11月 (株)日本経営承継支援 (現 (株)経営承継支援) 入社
2016年 6月 同社 取締役
2020年 1月 当社 取締役 (現任)
当社 経営管理部長 (現 経営管理本部長) (現任)
2021年 2月 当社 人事・総務部長
2022年 4月 H.I.F.(株) 取締役 (現任)
2023年 3月 (株)S-Design 取締役 (現任)

- 所有する当社の株式数
38,600株
- 取締役会出席状況
15回/15回 (100%)
- 在任年数
3年10カ月

取締役候補者とした理由

阿部光良氏は、当社の管理部門全体を統括するとともに強化に努め、経営管理を牽引するとともに、財務・人事・総務・経営全般にわたる豊富な経験・見識を有しております。
当社の持続的な成長と企業価値向上へ寄与することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

お や ま だ あ き と
小山田 明人

生年月日：1982年9月8日生（満41歳）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 4月 SMBCコンシューマーファイナンス(株) 入社
2007年 3月 (株)JOYOVERFLOWS設立 代表取締役
2015年 2月 (株)ラピッドプログレス設立 代表取締役
2015年 4月 (株)ネクストアド設立 代表取締役（現任）
2020年12月 当社 取締役（現任）
当社 クリエイティブ事業部長（現任）
テックジェンス(株) 取締役

- 所有する当社の株式数
18,000株
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）
- 在任年数
2年11カ月

取締役候補者とした理由

小山田明人氏は、SaaSサービスやWEBマーケティングに関する豊富な知見及び企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、これらの知識や経験を踏まえ、当社の新規事業展開や成長拡大に寄与しております。

当社の持続的な成長と企業価値向上へ寄与することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

おおしま ゆうた
大嶋 優太

生年月日：1988年5月5日生（満35歳）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年1月 当社 入社
2018年7月 当社 クリエイティブ事業部長
2018年11月 当社 取締役（現任）
2020年12月 当社 システム統括部長（現任）

- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）
- 在任年数
5年

取締役候補者とした理由

大嶋優太氏は、当社入社以降、技術部門に携わり、開発及び社内インフラを統括し、同分野において豊富な経験と知見を有しております。

当社事業に関する豊富な知識と高い見識等を有しているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

こばやし やす ひろ
小林 靖弘

生年月日：1969年5月28日生（満54歳）

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
9,600株
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）
- 社外取締役在任年数
5年10カ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 (株)リクルート（現 (株)リクルートホールディングス） 入社
1999年4月 (株)エムティーアイ 入社
2000年11月 (株)ハイジ（現 アクセルマーク(株)） 取締役
2002年10月 同社 代表取締役
2003年10月 (株)セプテーニ（現 (株)セプテーニ・ホールディングス） 取締役
2012年1月 (株)コバ 代表取締役（現任）
2016年5月 (株)ジェイマックスリクルートメント 取締役（現任）
2017年5月 (株)MMB 代表取締役（現任）
2018年1月 当社 取締役（現任）
2019年5月 (株)ビスカス 取締役（現任）
2020年12月 (株)IC 取締役監査等委員（現任）
2021年7月 (株)JOB BANK 取締役（現任）
2022年8月 (株)マックスサポート 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林靖弘氏は、上場企業等の役員や代表を歴任し、幅広い事業分野に精通し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。

これらの知識や経験等を踏まえ、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

しの ざき しょう こ
篠崎 祥子

生年月日：1983年11月7日生（満40歳）

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年4月 エイボン・プロダクツ(株)（現 エフエムジー&ミッション(株)）
入社
2011年12月 (株)ダイアナ 入社
2012年10月 (株)フードコスメ 入社 広報部長兼マーケティング部長
2012年12月 (株)アイケイ（(株)フードコスメ親会社）広報部長兼マーケティング部
長兼職
2016年7月 エスヴィータ(株)設立 代表取締役社長（現任）
2017年11月 (株)日本創発グループ 取締役監査等委員（現任）
2021年11月 当社 取締役（現任）

- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）
- 社外取締役在任年数
2年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠崎祥子氏は、広報やマーケティング分野における豊富な経験や知識と企業経営を通じた高い見識を有しております。

実践的・多角的な視点から、当社の経営に対して、有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

シム ウソク

生年月日：1982年7月2日生（満41歳）

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



2009年 6月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社
2014年 11月 フィデリティ証券(株) 入社
2017年 3月 Dymon Asia Capital 入社
2019年 1月 アムンディ・ジャパン(株) 入社
2022年 2月 200WEST(株) 代表取締役（現任）

- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会出席状況
一回／一回（一％）
- 社外取締役在任年数
一年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

シムウソク氏は、株式投資に関する豊富な経験と知識を有しており、海外企業との国内外の優良企業の経営戦略や投資戦略に精通しております。

これらの知識や経験等を踏まえ、当社取締役会の意思決定に資するとともに、その知識及び豊富な経験に基づき、投資運用面での助言・提案等をいただけることが期待されるため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦陽平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 三浦和広氏は、三浦陽平氏の実弟であります。
4. 小林靖弘氏、篠崎祥子氏、シムウソク氏は、社外取締役候補者であります。
5. 三浦陽平氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるJPM株式会社が所有する株式数6,000,000株を含めて記載しております。また、小林靖弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが所有する株式数を記載しております。
6. 当社は、小林靖弘氏及び篠崎祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、シムウソク氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、小林靖弘氏及び篠崎祥子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、シムウソク氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考>スキルマトリクス

※第2号議案が承認されたのちの取締役及び監査役が有する主なの専門性と経験は、以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	スキル・経験							
		経営戦略	業界知識	IT	グローバル 経験	営業販売	法務	財務 会計 税務	サステナ ビリティ
三浦 陽平	代表取締役	○	○		○	○			○
三浦 和広	取締役 営業本部長	○	○			○		○	
阿部 光良	取締役 経営管理本部長	○					○	○	○
小山田 明人	取締役 クリエイティブ 事業部 事業部長			○	○	○			
大嶋 優太	取締役 システム統括部 事業部長		○	○		○			
小林 靖弘	社外 独立 取締役	○		○		○	○		
篠崎 祥子	社外 独立 取締役	○	○			○			○
シム ウソク	社外 独立 取締役	○		○	○			○	○
若林 稔	社外 独立 常勤監査役						○	○	○
本多 基記	社外 独立 監査役						○		○
岡本 和巳	社外 独立 監査役							○	○

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による状況が、感染法上の位置づけが変わったことにより影響は緩和されつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の影響等から原材料の高騰や為替の影響により物価上昇が続いており、継続して景況感が不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、テレワークが浸透し、就労の多様化が徐々に進展する一方で、企業における人手不足はますます深刻な状況となっております。

このような状況の下、当社グループは、中小企業を中心に営業リソース不足が深刻化している環境を、アウトソーシング拡大のビジネスチャンスとして捉え、主力サービスのセールス・プラットフォームサービスを中心とし、積極的にワーク・イノベーション事業の展開を推進してまいりました。その結果、在宅ワークが定着化した環境下におけるオンラインセールスの手法を必要とする多くの中小、中堅企業からご発注をいただくことになりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,058,029千円、営業利益は2,208,979千円、経常利益は2,224,701千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,270,245千円となりました。

なお、当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高

90億58百万円
(前期比46.2%増)



営業利益

22億8百万円
(前期比34.7%増)



経常利益

22億24百万円
(前期比38.4%増)



親会社株主に帰属する当期純利益

12億70百万円
(前期比22.3%増)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は158,376千円であり、主な内容は本社移転によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの新規借入はありません。

なお、当社グループの融資枠は、コミットメントライン契約及び当座貸越契約による融資枠の総額4,850,000千円となります。当該融資枠の当連結会計年度末における借入実行残高は350,000千円であります。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2023年2月にインサイトパートナーズ合同会社が運営する市場分析プラットフォーム「ディールラボ」事業を、2023年3月に株式会社アクセラレータが運営する経営者同士のビジネスマッチングサービス「COLABO」事業をそれぞれ譲り受けております。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年12月1日付で株式会社アドラストの全株式を取得し、完全子会社としております。また、2022年12月29日付で株式会社メイクバイ・ホールディングスの全株式を取得し、完全子会社としております。

(6) 対処すべき課題

少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、今後の日本においては、自社の業務を見直し、外部リソースやテクノロジーの活用により生産性向上に取り組む企業が増えつつあることが見込まれます。また、労働力人口の減少は、これまで、働きたくても働けない事情を抱える方など潜在的な労働力の顕在化の動きを加速させることが見込まれます。当社はこの二つの流れを捉え、外部リソースの活用を行う企業に在宅ワーカーをマッチングする、というビジネスモデルを創造し、営業支援の領域を中心に成長を遂げることができましたが、今後も持続的な発展を実現するためには、以下の事項に対処すべき課題と認識しております。

①受託する企業及び事業領域の裾野の拡大

これまで、営業体制が確立されていない中小企業を中心に、営業業務のアウトソーシングや営業組織構築のコンサルティング、テストマーケティングなど、営業支援の領域に特化してまいりましたが、今後は、営業以外の業務（広報、人事、総務、労務、経理及び財務等）支援にまで事業領域を拡大してまいります。営業支援の領域では当社がテストマーケティングを行い、再現性のある仕組を構築しておりますが、業務支援の領域においても、当社にてテストワークを行い、営業支援同様に再現性のある仕組を構築するサービス提供を行います。また、それに伴い、対象企業の裾野も拡大してまいります。

②ストック型収益モデルの確立

これまで、再現性のある営業の仕組を顧客企業に提供するために、コンサルティングによるフロー型収益モデルがビジネスモデルの中心でしたが、安定した収益基盤構築のためにストック型収益モデルの確立も重要な課題であると認識しております。今後は、自社開発した営業支援ツール「Sales Crowd」の拡販に加え、営業支援で培ったノウハウ、蓄積してきたデータを活かした新サービスの開発・展開を推進し、ストック型収益モデルの拡充を図ってまいります。

③多種多彩な就労機会の提供

潜在労働力の顕在化は、主婦の在宅ワークに留まらず、今後は、シニア層やアルバイトから常勤就労につきたい方などに向け、多様な就労機会の提供を図っていく必要があります。また、特定の領域に高度な技術や専門性を持つプロフェッショナルの在宅活用、副業の推進と活用も行ってまいります。

④優秀な人材の確保と育成

当社グループは、今後の業容の拡大と持続的な発展を実現するために、優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのために、採用においては、能力のみならず、企業理念や企業文化を共有できる人材の採用を心掛け、また、入社後の社員に対しては、能力開発、スキルの向上のための研修を実施しており、今後も継続して行っていく必要があります。

⑤コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、会社の持続的な発展のために、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任の明確化を進めているところです。当社グループはグループ会社が増加し、新しいサービス分野も含めその事業領域を急速に広げながら成長を継続しております。特に最近においては、新しいサービス分野を中心にM&Aや事業譲受なども行いながら積極的に事業体制の強化を進めており、それらの新しい事業リソースを当社グループの経営管理体制に効率的に統合するとともに、その運営においても、新しい事業分野や事業地域で適用される法令やルールを遵守するための体制の整備が重要であると認識しております。その実現のために、事業規模の拡大に対応した効率的な経営管理体制の整備を進め、法令及び社内諸規程を遵守した業務執行の定着を推進するとともに、内部監査を継続的に実施し、会社業務の適正な運営並びに財産の保全を図り、さらにその実効性を高めていくための経営効率化に取り組んでまいります。

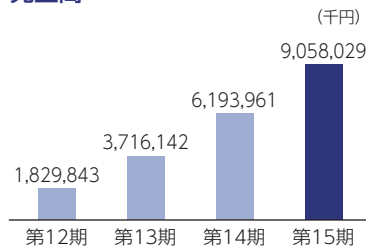
(7) 財産及び損益の状況の推移

	第12期 (2020年 8月期)	第13期 (2021年 8月期)	第14期 (2022年 8月期)	第15期 当連結会計年度 (2023年 8月期)
売上高 (千円)	1,829,843	3,716,142	6,193,961	9,058,029
経常利益 (千円)	216,120	817,979	1,607,257	2,224,701
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	164,228	480,413	1,038,219	1,270,245
1株当たり当期純利益 (円)	12.78	36.21	68.40	83.49
総資産 (千円)	1,677,151	5,310,018	6,519,634	9,072,368
純資産 (千円)	509,888	3,041,823	4,015,566	5,299,218
1株当たり純資産額 (円)	39.64	200.56	264.27	347.83

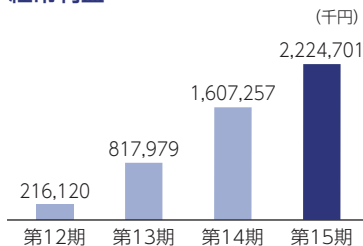
(注1) 当社は、第13期より連結計算書類を作成しております。なお、第12期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

(注2) 当社は、2021年1月21日付で普通株式1株を30株の割合及び2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の計算においては、当該株式分割は第12期の期首に行われたものとして算定しております。

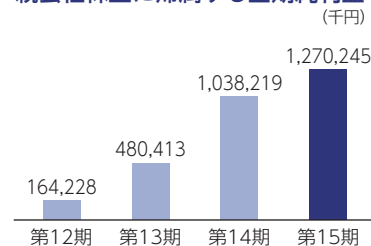
売上高



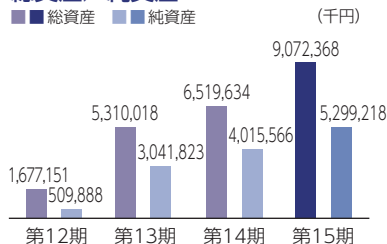
経常利益



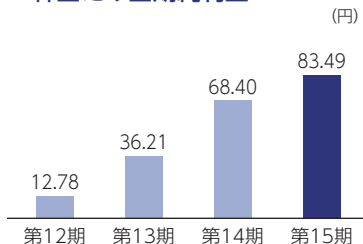
親会社株主に帰属する当期純利益



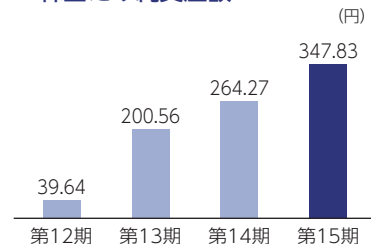
総資産／純資産



1株当たり当期純利益



1株当たり純資産額



(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年8月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

	資本金	当社の出資比率	事業内容
(株)meet in	5,000千円	100%	オンラインコミュニケーションツールの販売
(株)Sales Crowd	10,000千円	100%	営業DXツールの販売
CXOバンク(株)	7,200千円	100%	マッチングサービスの開発、運営
(株)マーケメディア	2,000千円	100%	マーケティング業界向けリード獲得メディアの開発・運営、ウェビナーイベントの企画・運営
(株)アッドラスト	10千円	100%	アウトバウンド型マーケティング支援事業
(株)メイクバイ・ホールディングス	10,000千円	100%	・フィールドワーク及びマーケティングリサーチ ・事務局運営及びテレマーケティング等の代行業務
(株)市場分析研究所	15,000千円	100%	企業、産業分析のための各種情報提供サービス等
(株)キーパーソンマーケティング	30,000千円	100%	インターネットによる専門家とのマッチングサイトの開発・運営
(株)S-Design	100,000千円	100%	・投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合への出資並びに投資事業有限責任組合の組成及び運営に関する業務 ・経営コンサルティング業務

(9) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	内容
ワーク・イノベーション事業	<ul style="list-style-type: none">・営業支援 BtoBによる営業業務アウトソーシングの受託、営業組織構築のコンサルティング業務、テストマーケティングの実施 架電システムからSFA、リスト抽出機能を兼ね備えた営業管理ツールの販売・人材支援 顧客企業内に在宅ワーカーを活用するための在宅チーム構築のコンサルティング業務 主婦をメインターゲットにした就労支援サイト「mama works」の運営

(10) 主要な事業所等 (2023年8月31日現在)

	所在地
東京本社	東京都品川区
大阪支社	大阪府大阪市
福岡支社	福岡県福岡市
マーケティングセンター	東京都豊島区
埼玉マーケティングセンター	埼玉県さいたま市

(11) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278 (24) 名	63名増 (19名減)	30.2歳	1.8年

(注) 準社員 (アルバイト) は () 内に外数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入残高
(株) 三菱UFJ銀行	200,000千円
(株) みずほ銀行	150,000千円
(株) 東日本銀行	125,500千円
(株) 日本政策金融公庫	87,046千円

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年8月31日現在)

- ①発行可能株式総数 51,408,000株
- ②発行済株式の総数 15,233,628株 (自己株式112株を除く)
- ③当事業年度末の株主数 6,550名
- ④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
JPM株式会社	6,000,000株	39.4%
三浦陽平	4,022,400株	26.4%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	719,600株	4.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	443,100株	2.9%
三浦和広	257,040株	1.7%
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合	223,400株	1.5%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	128,800株	0.8%
K&Pパートナーズ3号投資事業有限責任組合	123,600株	0.8%
J P J P M S E L U X R E B A R C L A Y S C A P I T A L S E C L T D E Q C O	75,900株	0.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	71,000株	0.5%

3. 新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議の日		2017年 8 月10日	2018年 8 月29日
新株予約権の数		150個	460個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 9,000株	普通株式 27,600株
新株予約権の発行価額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使価額		1株につき5円	1株につき9円
新株予約権の行使期間		2019年 8 月11日から 2027年 8 月10日まで	2020年 8 月30日から 2028年 8 月29日まで
新株予約権の主な行使条件		(注1)	(注1)
役員の保有状況 (注2)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式の数 9,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 50個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 1人

名 称		第 3 回新株予約権
発行決議の日		2018年 8 月29日
新株予約権の数		120個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 7,200株
新株予約権の発行価額		1個につき58円
新株予約権の行使価額		1株につき9円
新株予約権の行使期間		2019年12月 1 日から 2028年 8 月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注3)
役員の保有状況 (注2)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式の数 7,200株 保有者数 1人

(注1) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- i 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役を任期満了により退任したり、定年退職したなど、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(注2) 社外取締役及び監査役には付与しておりません。

(注3) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2019年8月期又は2020年8月期のいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ii 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合及び2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容を記載しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要な事項

当社は2018年8月29日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である佐賀寛厚氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年8月31日に付与しました。

名 称	第4回新株予約権
発行決議の日	2018年8月29日
新株予約権の数	7,476個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 448,560株
新株予約権の発行価額	1個につき58円
新株予約権の行使価額	1株につき9円
新株予約権の行使期間	2019年12月1日から 2028年8月30日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ii 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2019年8月期又は2020年8月期のいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- iii 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iv 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- vi 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合及び2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年8月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三浦陽平	代表取締役社長	—
三浦和広	取締役 営業本部長	(株)meet in 取締役 (株)Sales Crowd 代表取締役 (株)マーケメディア 代表取締役
阿部光良	取締役 経営管理本部長	H.I.F.(株) 取締役 (株)S-Design 取締役
小山田明人	取締役 クリエイティブ事業部長	(株)ネクストアド 代表取締役
大嶋優太	取締役 システム統括部長	—
小林靖弘	社外取締役	(株)コバ 代表取締役 (株)ジェイマックスリクルートメント 取締役 (株)MMB 代表取締役 (株)ビスカス 取締役 (株)IC 取締役監査等委員 (株)JOB BANK 取締役 (株)マックスサポート 取締役
篠崎祥子	社外取締役	エスヴィータ(株) 代表取締役社長 (株)日本創発グループ 取締役監査等委員
若林稔	常勤社外監査役	—
本多基記	社外監査役	ぷらっとホーム(株) 取締役執行役員COO 本多・松尾・吉田法律事務所 パートナー
岡本和巳	社外監査役	(株)ビスカス 監査役 (株)アール・アンド・イー・シー 監査役 アトムファクトリー(株) 監査役 (株)オズビジョン 監査役

(注1) 取締役小林靖弘氏及び篠崎祥子氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役若林稔氏、本多基記氏及び岡本和巳氏は社外監査役であります。

(注3) 監査役岡本和巳氏は公認会計士の資格を有し、大手監査法人のシニアパートナーや上場企業等の監査役を歴任しており、その経験や知識から財務及び会計に関する相当程度の知見があります。

(注4) 当社は、取締役小林靖弘氏、篠崎祥子氏、監査役若林稔氏、本多基記氏及び岡本和巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

内容としましては、当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものではありません。なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定することとしております。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項等

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三浦陽平が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会に原案を諮問し答申を得る等の措置を講じております。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑥当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の 種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	119,100 (4,800)	119,100 (4,800)	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	—	—	3 (3)

(注1) 取締役の報酬限度額については、2017年10月31日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は1名です。

(注2) 監査役の報酬限度額については、2018年1月12日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名(社外監査役)です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

①当該保険契約の被保険者の範囲

取締役、監査役及び重要な使用人（当社及び記名子会社を含む）。

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

③当該保険契約により役員等（当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者が、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因するもの、刑を科せられるべき違法な行為に起因するもの、法令に違反することを認識（未必的認識を含みます。）しながら行った行為に起因するもの等を当該保険契約の免責事項として定めております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

重要な兼職先である他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者と当社との間には、重要な関係はありません。

③当事業年度における活動状況

氏名	地位	出席回数	主な活動状況・社外取締役・期待される役割に関して行った職務の概要
小林 靖 弘	取締役	[取締役会] 15/15回 100%	上場企業等の役員や代表を歴任し、その豊富な経験や知識に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、参考となる有益な発言や助言を積極的に行っており、期待される役割・責務を果たしております。
篠崎 祥子	取締役	[取締役会] 15/15回 100%	上場企業の役員や企業経営に関する豊富な経験や知識に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、特に、広告宣伝やM&Aについて有益な発言や助言を行っており、期待される役割・責務を果たしております。
若林 稔	監査役	[取締役会] 15/15回 100% [監査役会] 15/15回 100%	上場企業等の管理担当役員や監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。また、当社における重要な会議体への出席を通じて、適切な監査を実行しております。
本多 基 記	監査役	[取締役会] 15/15回 100% [監査役会] 15/15回 100%	弁護士の資格を有し、上場企業等の取締役、監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。
岡本 和 巳	監査役	[取締役会] 15/15回 100% [監査役会] 15/15回 100%	公認会計士の資格を有し、大手監査法人のシニアパートナーや上場企業等の監査役を歴任し、その経験や知識に基づき、取締役会での議案審議に必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要、当事業年度における重点監査項目などを総合的に勘案したことによります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において次の「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役及び使用人が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為等の禁止につき考え方を共有し、代表取締役社長は、毎週行われる全体会で、繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・当社グループの行動規範である「9つの約束」には法令等の遵守の精神が前提にあることを踏まえ、朝礼で全役職員が唱和し浸透を図るとともに、「9つの約束携行カード」を配布し、日常の業務執行において、法令等の遵守を意識できるようにする。
- ・代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命し、内部監査人として、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握及び監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告する。
- ・監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務遂行状況を把握し、法令等の遵守の状況について監査する。
- ・法令等の違反行為、疑義のある行為等について、その情報を直接受領する「ヘルプライン制度」を整備・運用する。
- ・「コンプライアンス規程」を制定・運用し、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、代表取締役社長を委員長とし取締役及び幹部社員で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議する。
- ・代表取締役社長は、内部監査人、監査役と協力し、法令等違反行為の未然防止に努めるとともに、疑義又は違反行為が発見された場合には、速やかに「コンプライアンス委員会」を開催し、事実関係の調査、関係者の処分、再発防止策の策定等を適切に行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書管理規程」に定められた期間、保存・管理を行う。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づく文書を適切に作成・保存する。
- ・これらの文書は電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書の在否及び保存状況を素早く検索・閲覧できる状況を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「コンプライアンス規程」及び「ヘルプライン規程」を運用し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進める。
- ・「リスク管理規程」を運用し、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- ・不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置し、開示を含む迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督する。また、取締役及び使用人は、取締役会の定める「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
- ・取締役は、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を推進する。また、年度予算の進捗状況は、取締役会で毎月、検証することで、効率的な職務執行を担保する。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の子会社は、当社がその株式の全てを保有する完全子会社であり、日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も集中管理している。子会社の役社員も、代表取締役社長が毎週行う全体会に出席し、代表取締役社長の考え方を共有し、企業価値の向上と業務の適正を意識できるようにする。
- ・内部監査においても、当社の内部監査人が、当社を対象とした内部監査と同等のレベルの内部監査を実施する。
- ・当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って、子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行えるように対応する。
- ・ 当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとし、独立性の確保に努める。
- ・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。また、当該使用人の人事異動、考課、賞罰等については、監査役の同意を要する。

⑦監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に参加することができ、取締役又は使用人は監査役の出席を拒めないものとする。
- ・ 監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される。
- ・ 監査役は内部監査人より、内部監査計画、結果等の定期報告を受け、内部監査人との連携を強化する。また、「ヘルプライン制度」の所管部門より、運用状況について定期報告を受ける。
- ・ 取締役及び使用人は、事業の状況、コンプライアンスの状況、その他あらかじめ監査役との間で取り決めた監査役への報告事項等を、監査役に定期的に報告する。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、あるいは、会社に著しい損失を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ・ 取締役及び使用人が、監査役への報告により、処遇や人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、報告者を保護する。

⑧監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・年度予算において、監査役の職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設ける。
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は監査役と定期的な意見交換を実施する。
- ・監査役が、定期的に会計監査人や弁護士と、情報・意見交換をできる機会を設ける。
- ・監査役が必要と認めた時は、代表取締役社長と協議の上、内部監査人に監査の協力を求めることができる。内部監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。
- ・監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築している。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムを次のとおり適切に運用するとともに、当該基本方針の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性の高い内部統制システムの整備・運用に努めております。

①取締役の職務の執行について

社外取締役2名を含む取締役7名は、原則月1回開催される取締役会において、経営上の重要事項の審議及び決定を行うとともに、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を報告・検証し、効率的かつ適正な職務執行を監督しております。

②コンプライアンス及びリスク管理体制について

「コンプライアンス規程」に基づき年4回、定例コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス体制の企画・運営に対する重要事項を審議するとともに、コンプライアンス研修会を開催し、意識の維持・向上に努めております。また、「ヘルプライン規程」に基づき、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的とした「ヘルプライン窓口」を設置し、早期に問題点の検知及び対応を図ることができる体制を整えております。

③監査役の職務の執行について

監査役3名（全員社外監査役）は、原則月1回開催される取締役会への出席のほか、経営会議、コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程や職務執行状況を監査しております。また、当社における主要な決裁書類や稟議書等の重要書類が監査役に回付されるほか、監査役による代表取締役社長、会計監査人や弁護士との情報・意見交換を定期的に行い、取締役及び使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて必要な情報収集を行うことで、監査の実効性を図っております。

④内部監査の実施について

経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び職務執行状況を合法性と合理性の観点から検証・評価し、経営リスクの低減並びに経営効率の向上を図ることを目的として、代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命しております。内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務執行に関する情報の把握及び監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査担当は、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、内部監査の効率的実施に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために一定の内部留保は確保しながらも、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針と考えております。

ただし、現時点においては、当社は成長過程にあり、将来の成長に必要となる投資を実施し、結果として企業価値を増大させることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、業績の推移・財務状況、今後の投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第14期 (2022年8月31日現在)	第15期 (2023年8月31日現在)	科 目	(ご参考) 第14期 (2022年8月31日現在)	第15期 (2023年8月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	4,573,929	6,188,657	流動負債	2,487,553	3,522,210
現金及び預金	4,310,064	5,645,680	買掛金	239,408	259,886
売掛金	301,835	583,649	短期借入金	350,000	350,000
有価証券	—	10,000	1年内返済予定の長期借入金	1,500	41,780
その他	69,905	218,399	未払法人税等	80,833	715,848
貸倒引当金	△107,876	△269,072	未払金	236,658	492,523
固定資産	1,945,705	2,883,710	未払費用	129,377	175,075
有形固定資産	73,154	173,418	契約負債	1,240,759	1,214,268
建物	61,483	145,733	その他	209,017	272,828
車両運搬具	3,478	1,739	固定負債	16,514	250,938
工具、器具及び備品	8,191	25,945	長期借入金	13,125	234,155
無形固定資産	578,417	1,201,159	資産除去債務	3,389	16,783
ソフトウェア	55,833	87,164	負債合計	2,504,068	3,773,149
のれん	386,500	1,001,578	純資産の部		
顧客関連資産	136,083	112,416	株主資本	3,999,083	5,269,600
投資その他の資産	1,294,133	1,509,132	資本金	1,075,042	1,075,225
繰延税金資産	323,210	408,026	資本剰余金	1,072,776	1,072,958
投資有価証券	901,095	778,817	利益剰余金	1,851,457	3,121,703
その他	69,827	322,288	自己株式	△192	△287
			その他の包括利益累計額	16,009	29,177
			その他有価証券評価差額金	16,009	29,177
			新株予約権	473	440
			純資産合計	4,015,566	5,299,218
資産合計	6,519,634	9,072,368	負債・純資産合計	6,519,634	9,072,368

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第14期 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		第15期 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
	売上高	6,193,961		9,058,029
売上原価	1,512,705		2,404,269	
売上総利益	4,681,256		6,653,759	
販売費及び一般管理費	3,041,308		4,444,780	
営業利益	1,639,947		2,208,979	
営業外収益				
受取利息	43		47	
助成金収入	—		5,031	
償却債権取立益	6,488		13,968	
違約金収入	36,283		—	
その他	1,903	44,718	6,823	25,871
営業外費用				
支払利息	1,720		2,324	
シンジケートローン手数料	75,000		5,096	
その他	687	77,408	2,727	10,149
経常利益	1,607,257		2,224,701	
特別利益				
投資有価証券売却益	—		9,773	
その他	—	—	3	9,777
特別損失				
投資有価証券評価損	57,153	57,153	199,093	199,093
税金等調整前当期純利益	1,550,103		2,035,386	
法人税、住民税及び事業税	325,474		837,720	
法人税等調整額	186,410	511,884	△72,580	765,140
当期純利益	1,038,219		1,270,245	
非支配株主に帰属する当期純利益	—		—	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,038,219		1,270,245	

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,075,042	1,072,776	1,851,457	△192	3,999,083
当期変動額					
新株の発行	182	182	－	－	365
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,270,245	－	1,270,245
自己株式の取得	－	－	－	△94	△94
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	182	182	1,270,245	△94	1,270,516
当期末残高	1,075,225	1,072,958	3,121,703	△287	5,269,600

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	16,009	16,009	473	4,015,566
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	365
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	1,270,245
自己株式の取得	－	－	－	△94
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	13,168	13,168	△32	13,135
当期変動額合計	13,168	13,168	△32	1,283,652
当期末残高	29,177	29,177	440	5,299,218

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
12社
- ・主要な連結子会社の名称
株式会社meet in
株式会社Sales Crowd
CXOバンク株式会社
株式会社マーケメディア
株式会社アドラスト
株式会社メイクブイ・ホールディングス
株式会社市場分析研究所
株式会社キーパーソンマーケティング
株式会社S-Design
他3社

株式会社市場分析研究所、株式会社キーパーソンマーケティング、株式会社S-Designその他1社は新規設立により、株式会社アドラスト、株式会社メイクブイ・ホールディングスその他2社は新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- ・非連結子会社の数及び名称
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・該当事項はありません。

当連結会計年度においてテックジェンス株式会社の全株式を譲渡しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社メイクバイ・ホールディングスの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、株式会社メイクバイ・ホールディングスは6月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

ただし、7月1日から連結決算日8月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（6年）に基づく定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ワーク・イノベーション事業は主に営業支援サービス及び人材支援サービスの2つのサービスを提供するもので、顧客とのサービスの提供契約等に基づき、契約期間等にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との契約により定められた契約期間等の一定期間にわたり充足することから、契約期間等の一定期間にわたり収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5～7年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金	269,072千円
-------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

売上債権の回収予定や請求月からの経過期間に基づき、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権に係る回収可能性の判断において、債務者の支払いの滞留状況や督促に対する回答状況などを勘案して、債権の回収可能性を評価しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、取引先の財政状態の評価や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴います。経済情勢の変化により経営基盤の脆弱な企業などにおいて、急速に経営状況が悪化する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(顧客関連資産及びのれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産	112,416千円
のれん	1,001,578千円

のれん及び顧客関連資産には、2022年3月1日にCXOバンク株式会社を取得したことに伴うのれん(132,858千円)、2022年6月1日に株式会社マーケメディアを取得したことに伴うのれん(170,275千円)及び顧客関連資産(112,416千円)、2022年12月1日に株式会社アドラストを取得したことに伴うのれん(175,120千円)及び2022年12月29日に株式会社メイクバイ・ホールディングスを取得したことに伴うのれん(482,414千円)が含まれており、定期的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは連結子会社であるCXOバンク株式会社、株式会社マーケメディア、株式会社アドラスト及び株式会社メイクバイ・ホールディングス等の株式を取得したことにより発生した顧客関連資産及びのれんを保有しており、これらは定期的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

②主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の算定の基礎となる事業計画について、各事業分野の市場動向及び成長性、並びに需要予測に基づく売上高成長率を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、子会社の事業計画の検討については、経営者の判断を伴います。当該子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損処理を実施する可能性があります。

(投資有価証券の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	778,817千円
投資有価証券評価損	199,093千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

市場価格のない株式等については移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって連結貸借対照表に計上しております。超過収益力を反映した実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した株式については、株式等の発行会社の財政状態及び事業計画等を勘案の上で回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

②主要な仮定

株式等の発行会社の事業計画について、各事業分野の市場動向及び成長性、並びに需要予測に基づく売上高成長率を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、株式等の発行会社の事業計画の検討については、経営者の判断を伴います。株式等の発行会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損処理を実施する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	408,026千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。

②主要な仮定

将来課税所得の基礎となる事業計画について、各事業分野の市場動向及び成長性、並びに需要予測に基づく売上高成長率を主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、将来課税所得の基礎となる事業計画の検討については、経営者の判断を伴います。主に子会社の経営成績が事業計画等を大幅に下回るなど、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しを実施する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 103,152千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	4,850,000千円
借入実行残高	350,000千円
差引額	4,500,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,193,060	40,680	—	15,233,740

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 40,680株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	92	20	—	112

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 20株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 492,360株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達は原則として自己資金において賄っており、事業計画に照らして必要と認められる場合は、銀行借入により資金調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産等を中心として運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保有する投資有価証券は、主として業務上関係を有する非上場会社の株式等であります。非上場会社の株式等は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査、規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。これらのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

変動金利の借入金に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングしております。

・非上場企業に対する投資のリスクの管理

投資有価証券のうち非上場株式については、投資先企業の財務状況等を月次や四半期ごと等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該投資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額及び時価並びにその差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券※1	52,055	52,054	△1
資産計	52,055	52,054	△1
(2) 長期借入金※2	275,935	274,161	△1,774
負債計	275,935	274,161	△1,774

※1 1年内満期到来予定の投資有価証券を含めております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

- 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	736,762

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される、当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	—	42,055	42,055
合計	—	—	42,055	42,055

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
公社債	—	9,999	—	9,999
資産合計	—	9,999	—	9,999
長期借入金	—	274,161	—	274,161
(1年内返済予定の長期借入金含む)				
負債合計	—	274,161	—	274,161

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

その他有価証券は非上場株式の新株予約権であり、相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

満期保有目的の債券は取引先金融機関から提示された価格に基づき評価しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

②長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 時価で連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの平均
非上場株式の新株予約権	ブラック・ショールズ法	株価変動性	38.37%～ 58.50%	47.54%

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：千円)

	投資有価証券	合計
	非上場株式の新株予約権	
期首残高	23,075	23,075
当期の損益又はその他の包括利益		
その他の包括利益に計上	18,980	18,980
購入、売却、発行及び決済		
発行	—	—
期末残高	42,055	42,055

③時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、時価を測定及び分析しております。また、時価の測定結果については適切な責任者が承認しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株価変動性が著しく上昇(下落)した場合、投資有価証券の時価の著しい増加(減少)が生じます。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ワーク・イノベーション事業
営業支援	6,431,753
人材支援	2,314,471
その他	311,803
顧客との契約から生じる収益	9,058,029
その他の収益	—
外部顧客への売上高	9,058,029

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	301,835	583,649
契約負債	1,240,759	1,214,268

契約負債は、主として顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない部分を認識しております。役務提供契約等の顧客との契約に基づき財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。

当連結会計年度において認識した収益の額のうち、当連結会計年度期首時点で契約負債に含まれていた金額は、1,086,365千円であります。

なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において6,789,337千円です。当該金額は概ね3年以内に収益認識する予定です。なお、実務上の便法の使用を選択し、当初の予想期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

8. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. 子会社株式の取得 (株式会社アドラスト)

当社は、2022年11月16日開催の取締役会において、株式会社アドラスト（以下、アドラスト社という）の全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。当該決議に基づき、2022年11月17日付で株式譲渡契約を締結し、2022年12月1日付で当該株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アドラスト

事業の内容 アウトバウンド型マーケティング支援事業

②企業結合を行った主な理由

アドラスト社が行っているアウトバウンド型マーケティング支援事業は、大学生を中心としてアウトソーシングを実施できる組織を構築し、顧客にサービス提供を行っています。さらに、アドラスト社のマーケティング支援サービスを受けている企業は、アドラスト社で業務委託をしている大学生を採用することができる「FreeStyleTicket」という採用支援サービスも同時に提供しており、独自の優位性を築いています。現在、当社グループはアウトバウンドの手法を中心とした営業支援サービスを提供し、クラウドワーカーを活用した再現性のある営業体制の構築を実施しておりますが、これからは大学生を活用したアドラスト社のアウトバウンド型営業支援サービス、採用支援サービスをグループ体として提供することにより、多種多様な顧客ニーズに応えることが可能になります。また当社が開発・提供している Sales Crowd をアドラスト社が活用、販売することを通じ、アドラスト社の業務生産性、及び収益性を大幅に向上させると同時に、キーパーソンとの Web マッチングサービス [keypersons] や CXOバンク株式会社が主催する各種交流会の実施といった取り組みをグループ体として行うことを通じて、アドラスト社の顧客に対してもより付加価値の高い支援が可能となり、多くのシナジーが見込められることから、株式を取得いたしました。

③企業結合日

2022年12月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年12月1日から2023年8月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	121,500	千円
取得原価		121,500	千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 4,305千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

206,024千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。なお、当社は、外部専門家を利用し、取得対価に含まれる識別可能な資産や引き受けた負債の認識及び測定を実施し、取得原価と識別可能な資産及び負債に配分された純額との差額をのれんとして計上しています。当社は、アッドラスト社の株式の取得価額を決定する際に、アッドラスト社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを割り引くことで見積もられた株式価値を参照しており、事業計画の策定にあたっては特に売上高成長率を重要な仮定としています。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	92,477千円
固定資産	132千円
資産合計	92,610千円
流動負債	124,909千円
固定負債	52,225千円
負債合計	177,134千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

2. 子会社株式の取得（株式会社メイクバイ・ホールディングス）

当社は、2022年12月14日開催の取締役会において、株式会社メイクバイ・ホールディングス（以下、メイクバイ社という）の全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。当該決議に基づき、2022年12月15日付で株式譲渡契約を締結し、2022年12月29日付で当該株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社メイクバイ・ホールディングス
事業の内容 フィールドワーク及びマーケティングリサーチ
事務局運営及びテレマーケティング等の代行業務

②企業結合を行った主な理由

メイクバイ社は V メイトと呼ばれる約 33,000 名超の登録スタッフを通じて、フィールドセールス、マーケティングリサーチ及び BPO 事業を行っています。当該事業は全国に登録スタッフがいることにより、国内全域でサービス提供を行うことが可能であり、当社グループでは対応が困難であったフィールドセールスを全国各地にて対応できる体制を構築しております。現在、当社グループはアウトバウンドの手法を中心とした営業支援サービスを原則としてオンライン上で提供し、クラウドワーカーを活用した再現性のある営業体制の構築を実施しておりますが、これからは V メイトを活用したメイクバイ社のフィールドセールスをはじめとするオフラインでのプロモーション支援をグループ一体として提供することで、多種多様な顧客ニーズに応えることが可能になります。また当社が開発・提供しているタスク・生産管理ツール「member-s」をメイクバイ社が活用することを通じ、メイクバイ社の業務生産性と収益性を向上させることが可能となります。また、メイクバイ社の顧客に対して、当社の営業支援サービス、在宅ワーカーの活用を支援する業務支援サービス、CXOバンク株式会社が主催する各種交流会の実施といった取り組みをグループ一体として行うことで、付加価値の高い支援が可能となり、多くのシナジーが見込められることから、株式を取得いたしました。

③企業結合日

2022年12月29日（みなし取得日2022年12月31日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年12月31日から2023年8月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	405,000	千円
取得原価		405,000	千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料 4,950千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

519,522千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。なお、当社は、外部専門家を利用し、取得対価に含まれる識別可能な資産や引き受けた負債の認識及び測定を実施し、取得原価と識別可能な資産及び負債に配分された純額との差額をのれんとして計上しています。当社は、メイクバイ社の株式の取得価額を決定する際に、メイクバイ社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを割り引くことで見積もられた株式価値を参照しており、事業計画の策定にあたっては特に売上高成長率を重要な仮定としています。

③償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	267,092千円
固定資産	31,526千円
資産合計	298,619千円
流動負債	205,873千円
固定負債	207,268千円
負債合計	413,142千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	347円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	83円49銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2023年8月9日開催の取締役会において、株式会社Proud Partners（以下、「Proud Partners」）が第三者割当により新規発行する普通株式の取得をすることを決議し、9月1日付で当該株式を取得したことにより同社を持分法適用関連会社化いたしました。

1. 株式取得の目的

当社は「すべての人の夢の実現に貢献する」ことを経営理念とし、「世界の可能性を広げる」というビジョンを掲げています。このビジョンを実現する第一歩として、「営業支援事業」、「業務支援事業」、「経営支援事業」の3つの事業を通じて日本がこれから必ず直面する、労働人口減少という社会課題を解決していく事業に取り組んでいます。中でも、業務支援事業では、クラウドワーカーの採用支援、活用支援を実施し、様々な中小企業様の人材不足に関わる課題解決に貢献してまいりました。Proud Partnersは、特定技能雇用のスタンダードを創る、日本人の国外就職、日本企業の国外進出のスタンダードを創るというMISSIONを実現すべく、主に特定技能外国人の人材紹介に強みを持ち、様々な業種の企業に向けて、外国人の人材活用の支援をしております。当社ではオンラインで実施できる業務に対して、クラウドワーカーを活用した業務支援が主であり、往訪を含めたオフラインでのコミュニケーションが必須であるソリューションの提供は限定的でした。今回 Proud Partnersと提携をすることにより、同社の得意な領域である、サービス業や建設業などの業種に向けたリアルな場でのサービス提供が可能となり、これまで当社でリーチできなかった顧客層が抱える課題解決に繋がると考えております。

2. 株式取得する会社の概要

名称	株式会社Proud Partners
事業内容	登録支援事業、不動産事業、飲食事業
資本金等	10,000千円
設立年月日	2012年7月20日

3. 株式取得の時期

2023年9月1日

4. 取得する株式数及び取得後の持分比率

取得する株式数 40株

取得後の持分比率 16.7%

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第14期 (2022年8月31日現在)	第15期 (2023年8月31日現在)	科 目	(ご参考) 第14期 (2022年8月31日現在)	第15期 (2023年8月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	4,338,075	5,438,595	流動負債	2,407,953	3,321,937
現金及び預金	4,085,093	5,017,063	買掛金	238,268	224,872
売掛金	294,925	499,964	短期借入金	350,000	350,000
前払費用	52,955	78,562	未払金	235,994	477,224
有価証券	—	10,000	未払法人税等	80,650	704,337
その他	10,654	101,691	未払消費税等	176,662	155,279
貸倒引当金	△105,552	△268,686	未払費用	129,301	169,393
固定資産	2,017,884	3,283,335	契約負債	1,165,400	1,193,105
有形固定資産	73,037	165,446	その他	31,676	47,724
建物	61,483	138,217	固定負債	3,389	3,389
車両運搬具	3,478	1,739	資産除去債務	3,389	3,389
工具、器具及び備品	8,075	25,489	負債合計	2,411,342	3,325,327
無形固定資産	52,608	85,312	純資産の部		
ソフトウェア	52,608	85,312	株主資本	3,928,134	5,366,985
投資その他の資産	1,892,238	3,032,576	資本金	1,075,042	1,075,225
関係会社株式	738,000	1,573,755	資本剰余金	1,065,042	1,065,225
投資有価証券	901,095	778,757	資本準備金	1,065,042	1,065,225
関係会社長期貸付金	—	100,000	利益剰余金	1,788,242	3,226,822
繰延税金資産	183,445	269,985	その他利益剰余金	1,788,242	3,226,822
その他	69,697	310,078	繰越利益剰余金	1,788,242	3,226,822
			自己株式	△192	△287
			評価・換算差額等	16,009	29,177
			その他有価証券評価差額金	16,009	29,177
			新株予約権	473	440
			純資産合計	3,944,617	5,396,603
資産合計	6,355,960	8,721,930	負債・純資産合計	6,355,960	8,721,930

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第14期 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		第15期 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
	売上高	6,060,088		8,598,056
売上原価	1,509,439		2,206,987	
売上総利益	4,550,649		6,391,068	
販売費及び一般管理費	2,940,238		4,075,116	
営業利益	1,610,411		2,315,952	
営業外収益				
受取利息	41		949	
償却債権取立益	6,488		13,968	
受取手数料	600		35,400	
違約金収入	36,283		—	
その他	1,609	45,022	2,149	52,467
営業外費用				
支払利息	1,684		1,478	
シンジケートローン手数料	75,000		5,096	
その他	662	77,346	663	7,238
経常利益	1,578,086		2,361,180	
特別利益				
投資有価証券売却益	—		9,773	
その他	—	—	3	9,777
特別損失				
投資有価証券評価損	57,153	57,153	199,093	199,093
税引前当期純利益	1,520,933		2,171,864	
法人税、住民税及び事業税	320,199		825,635	
法人税等調整額	163,042	483,241	△92,351	733,284
当期純利益	1,037,691		1,438,579	

株主資本等変動計算書 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	1,075,042	1,065,042	1,065,042	1,788,242	1,788,242	△192	3,928,134
当期変動額							
新株の発行	182	182	182	－	－	－	365
当期純利益	－	－	－	1,438,579	1,438,579	－	1,438,579
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△94	△94
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	182	182	182	1,438,579	1,438,579	△94	1,438,850
当期末残高	1,075,225	1,065,225	1,065,225	3,226,822	3,226,822	△287	5,366,985

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	16,009	16,009	473	3,944,617
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	365
当期純利益	－	－	－	1,438,579
自己株式の取得	－	－	－	△94
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	13,168	13,168	△32	13,135
当期変動額合計	13,168	13,168	△32	1,451,986
当期末残高	29,177	29,177	440	5,396,603

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法であります。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

③関係会社株式

移動平均法に基づく原価法であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ワーク・イノベーション事業は主に営業支援サービス及び人材支援サービスの2つのサービスを提供するもので、顧客とのサービスの提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との契約により定められた契約期間等の一定期間にわたり充足することから、契約期間等の一定期間にわたり収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	268,686千円
-------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (貸倒引当金)」に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

(関係会社株式、投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,573,755千円
投資有価証券	778,757千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (投資有価証券の評価)」に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 100,849千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	7,096千円
長期金銭債権	100,000千円
短期金銭債務	9,247千円

(3) 取締役に対する金銭債権 67,137千円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	4,850,000千円
借入実行残高	350,000千円
差引額	4,500,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 32,070千円

仕入高 300千円

販売費及び一般管理費 37,894千円

営業外取引

手数料収入 35,400千円

受取利息 905千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	92	20	—	112

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 20株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	32,423千円
未払金	8,480千円
貸倒引当金	84,376千円
敷金及び保証金	13,155千円
資産除去債務	1,037千円
税務上の繰延資産	5,193千円
前受金	48千円
ソフトウェア	122,176千円
未払費用	13,976千円
資産調整勘定	1,063千円
その他	1,560千円
繰延税金資産合計	<u>283,491千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する費用	629千円
その他有価証券評価差額金	12,877千円
繰延税金負債合計	<u>13,506千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>269,985千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 アドラスト	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 (注) 1	100,000 905	関係会社長期貸付金 その他(流動資産)	100,000 905

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	阿部 光良	(被所有) 直接0.3%	当社取締役	新株予約権の権利行 使 (注) 2	34,075	その他 (流動資産)	34,075
役員	小山田 明人	(被所有) 直接0.1%	当社取締役	新株予約権の権利行 使 (注) 2	33,062	その他 (流動資産)	33,062

(注) 2. 2018年8月29日開催の当社取締役会の決議により付与された第4回新株予約権の行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、新株予約権の権利行使により発生した源泉所得税の一時的な立替額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ワーク・イノベーション事業
営業支援	6,332,636
人材支援	2,156,447
その他	108,971
顧客との契約から生じる収益	8,598,056
その他の収益	—
外部顧客への売上高	8,598,056

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	294,925	499,964
契約負債	1,165,400	1,193,105

契約負債は、主として顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない部分を認識しております。役務提供契約等の顧客との契約に基づき財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。

当事業年度において認識した収益の額のうち、当事業年度期首時点で契約負債に含まれていた金額は、1,020,459千円であります。

なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額は、当事業年度末において6,776,702千円です。当該金額は概ね3年以内に収益認識する予定です。なお、実務上の便法の使用を選択し、当初の予想期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

11. 企業結合に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	354円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	94円55銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社アイドマ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 由佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイドマ・ホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドマ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社アイドマ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 由佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイドマ・ホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月26日

株式会社アイドマ・ホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 若 林 稔 ㊟

社外監査役 本 多 基 記 ㊟

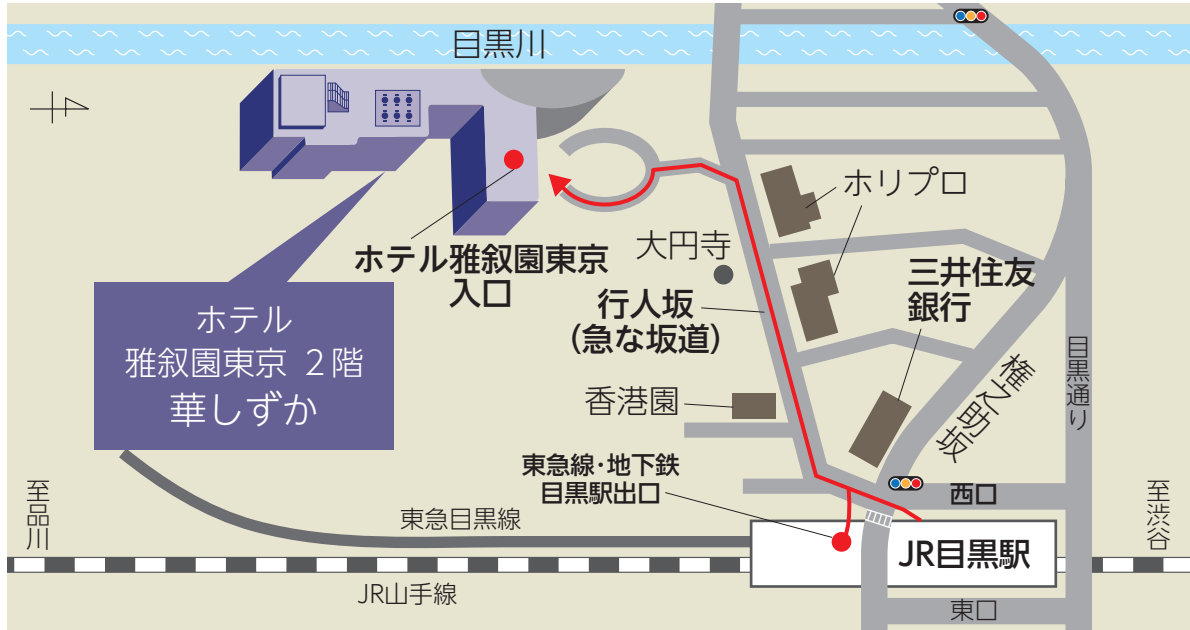
社外監査役 岡 本 和 巳 ㊟

以上

定時株主総会 会場ご案内

日時 2023年11月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

会場 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 「華しずか」
※ 会場が昨年と異なりますのでご注意ください。
電話 03 (3491) 4111 〈大代表〉



交通

目黒駅

JR	山手線
東京メトロ	南北線
私鉄	東急目黒線
都営	三田線

会場までのご案内

目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線出口）より行人坂を下ってホテル雅叙園東京2階「華しずか」まで徒歩約10分です。

株式会社アイドマ・ホールディングス

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-13-30
TEL 03-6455-7935

